



## マスク着用の考え方の見直し

～3月13日以降は個人の判断を基本とし、感染対策上着用を求めることも可能～

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、2月10日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を見直した。3月13日以降のマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする一方、企業が感染対策上の理由で利用者や従業員にマスクの着用を求めることも可能である。また、5月8日以降は新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づける。

今般の政府のマスク着用の考え方は次のとおりである。

### 政府のマスク着用の考え方

- 3月13日から、マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- 医療機関受診時、高齢者施設訪問時、通勤ラッシュ時等混雑した電車・バス乗車時等では、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用を推奨する。
- 症状がある者や陽性者、濃厚接触者は外出を控え、通院等で外出せざるを得ない場合は、マスクを着用する。
- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者は、勤務中のマスク着用を推奨する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 3月13日以降も、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行を政府は呼びかける。

また、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長名で各府省庁担当課室宛に「業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）」の事務連絡が以下のとおり発出されている。

- マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容される。  
例えば、
  - ・感染対策上または事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、
  - ・客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、
  - ・マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること、等が考えられる。

現在、各業界団体は業種別ガイドラインの見直しを検討している中、小売業関連 12 団体については見直しを終えた。

加盟組合は、政府のマスク着用の考え方や見直される業種別ガイドラインを踏まえ、各企業の従業員や顧客に対するマスク着用に関する対応方針を確認する必要がある。

(別紙)

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」(2月10日)
- ・小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラン【追補】(2月24日)

(政策政治局 松浦)

## マスク着用の考え方を見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 1. マスク着用の考え方を見直しについて

#### (1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

## (2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
  - ✓ 医療機関受診時
  - ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
    - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

## (3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

#### (4) 学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
  - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
  - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

#### (5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

#### (6) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

## (7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

## 2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

# 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン【追補】

令和5年2月24日

オール日本スーパーマーケット協会  
一般社団法人全国スーパーマーケット協会  
日本小売業協会  
一般社団法人日本ショッピングセンター協会  
一般社団法人日本スーパーマーケット協会  
一般社団法人日本専門店協会  
日本チェーンストア協会  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会  
一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会  
一般社団法人日本百貨店協会  
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会  
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会

## 1. ガイドラインの廃止とマスクの着用の考え方について

- 政府の決定として、新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないとの判断に基づき、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとされました。
- 令和5年2月10日に変更された基本的対処方針においては、以下のとおり方針が記載されています。
  - (P.22) このうち、「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、令和5年2月10日新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）で示された「マスク着用の有効性に関する科学的知見」等を踏まえ、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示すこととする。
  - (P.23) マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。この「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、同年3月13日から適用することとする。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。同日までの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする。
  - (P.24) また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降は、本方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していくこととする。
- この政府方針を踏まえ、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」については、以下のとおり取り扱うこととします。
  1. 令和5年5月8日をもって、ガイドラインを廃止する。
  2. 令和5年3月13日以降、マスクの着用については、現行のガイドラインの記載によらず、政府方針に基づき、統一的な着用推奨は行わずに、着用は個人の判断に委ねることとする。なお、事業者個々の判断として、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるものとする。

### <参考 URL>

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日変更）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r1\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf)

・マスク着用の考え方を見直し等について（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf)

（以上）